平成２４年（フ）第４０６号
愛知県高浜市二池町３丁目201番地14　ブルームＫ201
債務者　竹之内英邦
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
三重県伊勢市中須町786番地、前住所三重県伊勢市中須町885番地９
債務者　小久保裕子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
茨城県つくばみらい市狸穴1206番地79
債務者　二木　千年
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５４号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番19―104号
債務者　瀧川　　博
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５５号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番19―104号
債務者　瀧川　玉子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4362番地１ミルクハウス壱番館101
債務者　近藤　龍治
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６４号
埼玉県桶川市東２丁目11番５号　稲元マンション201号、旧住所埼玉県桶川市大字坂田20番地
債務者　佐藤　政美
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２４号
さいたま市北区植竹町１丁目20番地１　ラプレ大宮公園105号
債務者　土屋　麻湖
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２６号
埼玉県北本市緑２丁目269番地１　ミドリハイツ103
債務者　中根　君江
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０９号
埼玉県川口市大字安行領根岸７番地の４　ミヌマストリーム202号
債務者　川田みつ子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
沖縄県那覇市宇栄原２丁目３番22号　新垣アパート301
債務者　平良　房江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８５５号
北海道石狩市花川北５条２丁目23番地
破産者　石崎　欣也
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３号
東京都足立区梅田１丁目15番２号エル・グランデ201、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字久米929番地の８
破産者　篠原　　章
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２５号
静岡県伊豆の国市奈古谷2216番地の149、破産手続開始決定時の住所静岡県伊豆の国市奈古谷2225番地の199
破産者　山中志乃扶
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５２号
名古屋市南区道徳新町６丁目58番地、住民票上の住所名古屋市南区道徳新町７丁目27番地
破産者　森　小夜子
1　決定年月日　平成24年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５８号
金沢市小立野２丁目３番１号
破産者　中西夕起夫
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所